

第 3 4 回提出資料 (石橋委員の提出資料)

平成20年1月25日

総務省 情報通信政策局 地上放送課 御中

社団法人日本ケーブルテレビ連盟

フリーディスカッションのテーマについて

1 衛星セーフティネットの実施策

①送信方法

- ・全国地上デジタル放送推進協議会で整理した案で良いか。

②受信側の課題

- ・対象世帯について。アナログ放送も視聴できない世帯について

- ①国民全てが等しく基幹放送である地上放送を視聴できるようにすべきと考える。
- ②故に地上放送を視聴できない地域については、衛星セーフティネットの実施は暫定措置として止むを得ないと考える。

- ・民放が1つしか視聴できない県（佐賀県、徳島県）について

上記ケーブルテレビ事業エリア内における状況は以下のとおり。

<佐賀県>

◇ケーブルテレビ事業エリア(ケーブル普及率は50%以上)

- ・佐賀県は既に地上デジタル放送の県内波及び区域外再送信の同意が得られており、また周辺の難視聴地域にIRUでケーブルを引いており、100%視聴可能となる予定である。
したがって、衛星セーフティネットの必要はないと考える。

<徳島県>

◇徳島県では現在、県の指導により各市町村やケーブルテレビ事業者によって、全県下CATV構想が着実に進んでおり、2010年3月までの整備完了を目指し順調に進捗している。

このため、このCATV網の整備が完了した時点では、有料ではあるが全県下CATVで地元地デジが視聴可能な状況になる予定。このような状況のため、徳島県下においては衛星セーフティネットを実施することは二重の投資ということも考えられるので、更に、慎重に検討する必要があると思う。

- ・パラボラアンテナ等の設置に対する支援の必要性について

①基本的考え方としては、支援の必要はないと考える。

何故なら、原則として一般国民の場合は個人の負担である。

②しかし、当該地域における生活保護受給者・障害者など経済弱者に対しては、なんらかの支援を検討すべきと考える。

・利用者に対してセーフティネット利用料を求めることについて

- ①設備の維持・管理等の費用の一部に充当する応分のセーフティネット利用料を求めることは、国民の負担公平の考え方から妥当と考える。
- ②しかし、当該地域における生活保護受給者・障害者など経済弱者に対しては、ならかの支援を検討すべきと考える。

③その他、検討すべき課題はないか。

2 経済弱者への支援策

①対象世帯

- ①生活保護受給者・障害者など経済弱者

②配布物

・現物、クーポン又は現金が想定される。

- ①現物又はクーポンに限定すべきである。
- ②現金の支給は、本来の目的の用途外に消費される懸念があり、適切な方法ではないと考える。

・現物の場合には、何を配布するのが妥当か。

- ①アナログテレビで地上デジタル放送を視聴可能とする機器類(ケーブルテレビでは簡易STB等、直接受信の場合のアンテナ、チューナー等機器類)。

・クーポンや現金の場合には、どの程度の金額が妥当か。

- ①ケーブルテレビ経由での簡易STB(地上デジタル放送・BSデジタル放送が視聴可能)については1万円を上限とする。

③配付方法

・配付物との関係で、どのような配付方法が妥当か。

- ①対象者の中の希望者に対し、クーポンを各市町村窓口を通じて配布するのが適切と考える。

④その他、検討すべき課題はないか。

- ①クーポンによる申込体制と設置事業者の検討。
- ②ケーブルテレビ経由で視聴する場合、伝送路等設備の維持・管理費が発生するため、その対応策の検討。

3 共聴施設への対応

- 戸建て住宅で直接受信をするよりも、デジタル化対応に時間がかかる共聴施設について、どのようにデジタル化を促進するべきか。特に、都市受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設について、どのような対応策が必要か。

- ①一定規模の共聴施設は管理組合が設置されており関心は高いが、小規模の共聴施設やアパートでは管理者不明・家主が地元に住していないケースなどがあり、関係業界団体経由での広報や、地元自治体の行政広報誌(全国又は県単位一斉の広報)で徹底する必要ある。
- ②また、こうした施設は、電柱を使用する場合は殆どなため「電力会社」が所有者等把握しているケースもあるので、省庁間の連携が必要と考える。
- ③なお、小規模電波障害施設の場合、所有者である組合の預かり金が少なくその対応策が必要となり、分譲集合住宅の場合は管理組合にて改修決定となるので、管理委託会社も含めた早目の対応が必要である。
いずれの場合も、改修費用の支援等が必要な場合があるので、その対策を検討する必要がある。
- ④「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方」を基本として、関係者間で協議する。

4 広報・相談体制の充実

- 高齢者世帯等を含む全ての世帯でデジタル化への対応が十分に理解されているか。理解を得るためにどのような対応策が必要か。

- ①現状は全ての世帯で地上デジタル放送視聴の仕組みの理解(視聴形態の事例)・周知が残念ながらまだ不十分であると考え。
一方、ケーブルテレビ事業者はケーブルテレビ経由での視聴は有料を前提としているため、お客様との認識のギャップにより苦情をいただく事例が生じている。
- ②地上アナログ放送の停波まで3年余となった現在、積極的な働きかけが必要であるが、日常生活において住民と直接向き合っているのは地方自治体であり、市町村レベルでの地上デジタル放送推進のための広報・相談・苦情等の対応に向け、更なる取組みを期待する。
- ③また各関係団体はお客様からの相談窓口としての体制整備が必要と考える。
ケーブルテレビは目下、専門の相談窓口を日本ケーブルテレビ連盟等に設置することを検討しているところである。

5 アナログ放送終了のための体制と計画

- 全国地上デジタル放送推進協議会で検討を行っているところであるが、検討にあたり、特に留意すべき点は何か。

- ①多くの視聴者が2011年はまだ先のことと考えて急いでいないのではないかと想定されるが、ケーブルテレビ経由での視聴者が既に全世帯の4割を越えているため、デジタル化が遅くなると施工業者の工事能力不足が懸念される。
- ②現在、一世帯に2台のテレビがあるとされているが、期間内に全てのテレビの完全デジタル対応を急ぐとアナログテレビの廃棄問題が生じ、一方で受信機の完全デジタル対応化も不可能と予想されるので、一定期間はケーブルテレビでのデジーアナ変換対応を検討すべきと考える。

6 その他、地上デジタル放送推進全般

- 内閣官房において「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し来年6月のアクション・プラン策定に向けて議論を行っているところであるが、アクション・プラン策定にあたり、特に留意すべき点は何か。

①「デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」で公表されているように、条件不利地域解消のため、ケーブルテレビはもとよりIP再送信、衛星セーフティネットが期待されている役割をしっかりと遂行するようフォローアップすべきと考える。

- その他、地上デジタル放送推進全般について、検討すべき課題は何か。

①アナログ電障世帯が地上デジタル放送移行時に、視聴に関する対応策の検討が必要となる
と考える。
ケーブルテレビは地上アナログ放送において電障対応を果たしてきたが、地上デジタル放送になったときに、これまで無償で視聴できたものが視聴できなくなった場合、工事費の負担や料金問題で苦情が発生する懸念があり、対応を検討する必要がある。

以上